

Title	〔商法五一〕 隠れた質入裏書の被担保債権の消滅と手形所持人の権利行使 (大阪高等昭和三七年一月二七日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.5 (1966. 5) ,p.74- 79
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660515-0074">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660515-0074</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

〔商法五一〕 隠れた質入裏書の被担保債権の消滅と

手形所持人の権利行使

（約束手形金請求控訴事件  
大阪高等昭和三五年（ネ）第八六九号  
昭和三七年一月二七日判決  
下級民集一三卷一―二号二三六七頁）

【判示事項】 約束手形の隠れた質入裏書の被担保債権が弁済により消滅した場合と振出人が被裏書人の手形金請求を拒むことの可否

【参照条文】 手形法一七条、同一九条

【事実】 X（控訴人・原審被告）は、訴外N会社の実権を握っていたSに対し、一部手取金をSに融通する約束のもとに、本手形形を含む三通その金額合計百万円の約束手形を、振出日および受取人欄白地で振出交付しその割引を依頼した。SはN会社を代理して、受取人欄にN会社名および振出日欄を補充したうえで、本手形形をY（被控訴人・原審原告）に裏書交付した。その間の事実関係は、SはYに対しかねてから合計金一四万円の債務を負つて居り、その担保として電話加入権二件を売渡担保に供し、一カ月後の弁済期に月九分の割合の利息を支払わないときにはこれをYにおいて他に

処分し売得金を右債権の元利の弁済に充当し得る（なお、利息さえ支払えば弁済期は一カ月ずつ延期される）旨を約してあつたが、約定の弁済期に右債務の利息等二九、一八〇円の支払ができなかつたため、担保に供した電話加入権が処分されそうになつたので、右利息等と同額の小切手をYに振出交付するとともに、元利金支払担保のために、あらかじめXから振出を受けていた本手形形を裏書して差し入れ、弁済期を延期して電話加入権の処分を免れたものである。その後、債務の弁済期は利息等の支払のために差し入れた小切手を書き替える等の手段によつて合意上延期されて来たが、結局利息の支払を欠くにいたり、前述の約旨に従つて、右電話加入権は合計金一七五、〇〇〇円で他に売却処分され、その売得金は被担保債権の元利金の弁済に充当された。

Yは、本件手形を満期日に支払場所に呈示して支払を求めたが拒絶されたので、振出人であるXを相手取り手形金請求の訴を提起し、原審において勝訴した（なお、原審における事実上の主張・判決理由等は不明）。

そこで、Xは控訴し、原判決取消・Yの請求棄却の判決を求めたのが本件である。そしてその請求原因として、本件手形裏書の原因債務のために売渡担保に供されていた電話加入権をYにおいて売却処分し、その売得金が被担保債務の弁済に充当されたことにより右債務元利金は完済されて居り、右債務の担保のために裏書譲渡された本件手形上の権利は当然にSに復帰しているから、本件手形はRSに返還すべき手残手形に過ぎず、YはXに対してもその手形金の請求権はないことを主張した。これに対して、Yは控訴棄却の判決を求め、右電話加入権の売得金によつては、月九分の約定利率による被担保債務は計算上完済されたことにならず債務は消滅しないこと、さらに、かりにそうでないとしても、YとS間の貸借関係はあくまでも同人等間の相對關係にとどまり、YのXに対する本件手形上の権利行使には何の消長も来さないことを主張した。

【判旨】 X勝訴（原判決取消、Yの請求棄却）。

「Yが一方的に利息制限法所定利率を越えた前記約定利率によつて計算した利息の支払に右売得金を充当してもその超過部分の充当は無効であるから、右約定利率中利息制限法所定最高利率年二割の割合によつて右債務一四万円に対する利息を計算する以上、その成立した日から右電話加入権の処分による弁済充当の日までの利息と

元金の支払に充てても右売得金は不足しないこと算数上明かである」。

「右のように本件手形をもつて支払を確保されていた債務元利金は完済され、その裏書の原因が消滅したのであるから、その手形上の権利は裏書の趣旨から見ても当然に裏書人たるN会社に復帰し、Yはその手残手形の形式的所持人資格を有するに過ぎないといふべく、従つて振出人たるXに対してもその手形上の権利を行使できないものである。」

【評釈】 判決理由には反対する。

一、利息制限法一条二項は、債務者が制限超過部分を「任意に」支払つたときはその返還請求ができない旨を明定しているが、その趣旨からすれば、本件のごとき約旨のもとに、流質的効果のあるいわゆる売渡担保を供してそれが売却処分され、債権者においてその売得金が元利金の弁済に充当された場合、はたして本件判決のいうように債権者が「一方的に」充当したものであり、従つて制限超過部分の充当が無効なものになるかどうかは疑問である（約定の元利金の一部に於ける流質的譲渡担保の場合には、債務者は超過部分の返還を請求できるものとしてゐる）。

もつとも、昭和三十九年一月一八日の最高裁判所大法廷判決は、従来の判例を変更して、債務者が制限超過の利息を任意に支払つた場合においても、元本が残存するときは、民法四九一条の適用によつてその超過部分は元本に充当されるものとしているから、そのかぎりでは本件判旨は正当であることとならう。

二、隠れた質入裏書の場合に、その裏書の原因關係である被担保

債権が弁済により消滅したとき、本件判決のいうように被裏書人の手形上の権利が当然に消滅するものであるかどうかは、手形行為の無因性の理論からんで、かなり問題がある。

いわゆる無因性の理論は、あるいは手形債権の内容の無因性を意味し(小橋・謙座、二卷五〇頁)、あるいは当事者間においては原因関係の立証責任の転換として機能する(伊沢二、四八頁)ともいわれているが、それは、手形行為の効力が原因関係の効力から独立である(当事者間において、もー鈴木二四頁)ということがその基礎であり、そしてその点こそが無因性の理論の本体をなす。それゆえ、そのような無因性の理論からすれば、本件におけるY・S間の被担保債権の弁済消滅は、N会社のなした裏書の効力には直接に影響を与えないはずである。そして、原因関係の不存在は裏書の直接当事者であるY・N間の人的抗弁の問題にすぎないこととなり、XがYに対して固有の抗弁権を有しないかぎり、YはXに対し本件手形金の請求をなし得ることとなる。大阪地方裁判所昭和三六年五月一八日の判決(判例時報二七、七号三頁)は、このことを明言して次のようにいう。「手形が受取人から第三者に裏書された場合に、受取人と被裏書人との間の手形譲渡についての原因関係の欠除、ないし、その消滅の事実は、受取人のみがこれを抗弁として被裏書人に対抗し得るにすぎず、振出人は右事実をもつて被裏書人に対抗し得ないものと解すべく、云々」。これが従来は無因性の理論からの当然の帰結と考えてよいと思われる(大判大九・三二〇民集二六巻三〇一頁、同。大判大九・四七二民集四巻八号三八八頁等参照)。これに対して、裏書の原因が強行法規違反により無効である場合に、被裏書人の振出人に対する請求を認めない判例が存在する(訟訴

信託禁止違反につき、大判昭六・四・二三評論二〇巻諸法三二六、賭。この場合に債権の支払につき、大判大九・二二・二八新聞二〇八四号二頁)。

判例は、不法ないしは違法の原因にもつて手形を譲り受けた者については、その譲渡行為自体が無効であるから、所持人は無権利者であり、したがって振出人といえどもこの者に対しては履行を拒みうるものであるから、すくなくとも、強行法規違反の原因関係は手形行為の効力に影響を及ぼすというところまで、手形行為の無因性の理論は限界づけられるべきものと見ていることになる(大隅リ河本・増補、六二四―四五頁)。

さらに最近の判例では、下級審においてであるが、本件と同様の事例を仮定しその場合には被裏書人は振出人に支払を請求し得ないと説示するものもあり(大阪高判昭三四・八・三高裁、また、裏書人と被裏書人との間に手形の割引金の一部が不交付であるという事実がある場合に、被裏書人による手形金全額の請求に対し、振出人は交付された割引金額を超過する部分については支払を拒みうる(昭三七・二九四号五二頁)とするものもあらわれている。もとより、これらの判例をもつては、裁判所が伝統的な無因性理論から離れて行く傾向にあることを示すに足る指標として充分ではないが、一方、学説においては、最近、伝統的な無因性理論に再検討を加える傾向が生じて来ていることは指摘できよう。

すなわち、本件判決にも関与している小西判事は、手形行為を手形債務負担行為たる証券作成行為とそれにより発生した手形上の権利の譲渡行為とに分ち、手形行為における無因性の理論は前者にとつて不動の基本理論であるが、後者については、それを物権の移転

あるいは一般債権の譲渡と別異に解すべき理由はなく、むしろ、手形法は善意取得の規定を完備しているから、有因性の理論は一般債権譲渡の場合以上に妥当するとされる。その結果、本件のごとき場合にも、原因関係の消滅により裏書行為のうち被裏書人に対する手形上の権利の譲渡行為の効力は消滅し、権利は当然に裏書人に復帰することになるのである(金融法務事情三三(五号二〇六頁以下))。また上杉判事は、手形の無因的性格はその流通保障のための法的技術にすぎないので、その保障の目的に照し、その必要性が存しない場合には右の法的技術を使用する余地がなく、裏書譲渡の原因関係が弁済その他によつて消滅した場合はまさにそれで、この場合には、手形関係はこれと経済的目的を同じくする原因関係と同化するものであつて、手形流通の保障という点において何ら被保護資格を有しない被裏書人の権利行使に対しては、振出人も、裏書人のなした原因債務弁済による被裏書人の手形上の権利消滅を主張して、その請求を拒むことができる(金融法務事情二九(九号一三〇頁以下))。並木教授は、原因関係のほか、手形上の権利に「形式的権利」と「実質的権利」のあることを認め、原因関係を欠く場合には、手形の無因証券性によつて被裏書人は形式的には権利者であることが否定できないが、実質的には無権利者と同様であり、債務者は被裏書人の実質的には無権利者であることを主張してその権利行使を拒むことができる(手形研究五二(号一二頁以下))。以上の諸学説に対しては、今なお私としては承服できない点がある。すなわち、小西判事の所説に対しては、手形行為を債務負担行為と権利移転行為とに分別する考え方は未交付の手形について手

形上の権利を取得する関係を説明しうる点に意味があるのであつて、論者のようにその権利移転行為を有因だとすれば、それによりふたたび両者を分別する意味合いが失われるのではないかと考える。さらに、善意取得と抗弁の切断とでは法的保護の側面が異なるのであつて、善意取得規定の完備をもつて無因性につき論ずることは根拠がない。また、上杉判事の所説に対しては、手形取得者の被保護資格をアプリアリに決定して手形の流通を阻止しようとする自体が、手形利用の根本目的に抵触するのではないかと疑問をもつ。取得者の被保護資格の有無は、逆に実定法(手形法七条)の法意から定められるべきものであり、まさに人的抗弁の問題であると解せられる。並木教授の所説に対しても同様であつて、その表現には差異があるとしても、およそ「実質上の無権利」というものが、人的抗弁事由以外には、概念的に不明である。

右のような判例・学説の傾向は、いずれも、裏書の原因関係が消滅した場合に被裏書人が振出人に手形金の請求をなすことの実質的不当性をその契機としている。しかしながら、後にややくわしく述べるが、振出人が有効に手形債務を負担しかつ受取人に対して何らの抗弁事由も有しない場合には(本件では、XはNに対して抗弁事由を有する場合であるとも考えられ、後述のように、有因性の問題とは別の点で特殊な問題を含んでいる)、振出人には弁済の利益があるのであつて、原因債務を弁済しながら手形を受戻していない裏書人が、被裏書人に対し民法の不当利得の原則によりはじめて自己の権利を満足させ得ることは、決して不当なこととは思われない(同旨・小橋六)

卷二号) 九七頁)。かえつて、原因関係の消滅により被裏書人が無権利者となるとすれば、その者からの転得者は善意取得するほかないが、抗弁の切断に比して要件上不利となり問題である。抗弁の切断こそ無因性理論の実定法的表現であつて、原因関係消滅後の所持人からの転得者の保護がその目標であると解されるからである。それゆゑ、本件判決がもし無因性理論を变革して被裏書人を無権利者とするのであれば、それは正しくなく、問題は後述の抗弁権の有無に帰せられるべきである。

なお、本件は隠れた質入裏書における被担保債権の弁済のケースであるから、原因関係の消滅における被裏書人の権利という一般論とは別に、被担保債権消滅における質権の帰趨という特別な視点からも問題とされうる(判決理由の表現に則していえば、手形上の権利は「裏書の趣旨から見て」当然にNに復帰するということが、隠れた質入裏書の特異性とも読みうることである)。いわゆる担保の附従性の理論により、一般に被担保債権の消滅により質権も消滅するものとされている(林不「担保物権法」八四)。そして、公然の質入裏書の場合には、被裏書人は手形上の権利は取得せず質権のみを取得するものであるから、したがつて被担保債権の消滅により右の質権は消滅し(Stamh, Ann. 7 a)。債務者は被裏書人に対し、質権の成立を否定する抗弁を提出しうると解されている(石井「商法」二四九五頁)。けれども、隠れた質入裏書の場合においては、質権設定の目的がすでに原因関係にとどまるものであるから(小橋・前掲法律時報九七頁、前、田・ジュニリスト二四四号八二頁)、質権消滅は人的抗弁事由にとどまるものと解さねばならない。公然の質入裏書の場合に

は、被裏書人は取立委任裏書をなしうるのみであるから、爾後の転得者の保護の問題は生じないが、隠れた質入裏書の場合には、転得者は抗弁切断による保護を受けるべきである。

そこで、Yに手形上の権利が存在するものとして、振出人たるXにYに対する抗弁権が存在するか否かが次の問題である。山尾教授は、隠れた取立委任裏書の場合に関する大審院大正一四年七月二日判決の評釈において、「自己に権利を移転した者に対して、再び手形を移転しなければならない地位に被裏書人の在る事は、手形権利者たる地位の瑕疵……による抗弁として、総べての手形債務者が、その信託被裏書人に対して主張し得べきものと看られないか」と述べられ(究「手形法研」、また同一の判例につき大隅教授、河本教授は、「かかる被裏書人による権利行使は明らかに違法であるから、たとい権利者であるとしても、権利濫用、信義誠実の原則よりしてその行使を抑制」し得るものとされ(四頁)、さらに「手形授受の当事者間において、人的抗弁を主張して履行を拒みうることの説明として一般悪意の抗弁の法理が利用されることを考えると、その現行法上の表現としての信義誠実の原則を、この場合に利用することも、許されるのではないかと考えられる」(増補六)とされる。しかし、手形権利者たる地位の瑕疵ということは結果的に無権利者と同一であり、また、手形債権は一定額の金銭請求権をその内容とするものであるから、その権利を認めながら、権利行使の唯一の方法である手形金請求をもつて権利濫用あるいは信義則違反とすることは納得しがたい(広島高判昭三一・一二一・一八下級民集七卷一二号三六九九

頁は、裏書人が弁済期に弁済提供をなして手形の返還をもとめたところ、被裏書人はその受領を拒んで振出人に手形金を請求した場合に、その被裏書人の手形金請求を権利濫用として排斥しているが、この場合には、被裏書人の利益実現の方法に關するものである。

これに対して服部教授は、「被裏書人の手形権利の行使を認めれば、被裏書人・裏書人間の原因關係を考慮する場合、被裏書人がきわめて不当に利得するというような事情が注目される必要があると思う。このような事情があるにも拘らず、被裏書人が権利を行使するのは害意があるのに相当する。……そこで、このような場合に悪意の抗弁に類するものとして不当利得の抗弁ともいべきものが成立し、振出人は、裏書人・被裏書人間の原因關係の消滅を援用して被裏書人の権利行使を拒むことができる」とすることを提唱される（手形研究八）原因關係の消滅は、当事者間においては、原則として常に権利行使者に不当利得をもたらすことになるから、したがつてこの立場では、裏書人・被裏書人間の原因關係消滅の抗弁は、常にすべての債務者がこれを被裏書人に対して援用しうることになる。振出人・受取人間において何らの抗弁事由も存在しない場合に、振出人が流通の後者たる受取人ないしは裏書人の所持人に対する抗弁権を援用しうると解することが妥当か（その場合には、裏書人が所持人から手形を回復し得て振出人に対し手形金を請求しないかぎりには、振出人が不当利得する結果となる。しかも、その場合に振出人は善意の受益者となり、返還義務は現在利益の限度となる。あるいは、手形債権の時効消滅による利得償還請求権によつても、償還義務は受けた

る利益の限度となる）、それとも、振出人の手形金支払により手形關係は消滅し、裏書人が所持人に対し不当利得にもとづく返還請求をなすことが妥当か（所持人は悪意の受益者となり、返還義務の範囲は受けたる利益に利息が附され、さらに損害賠償義務も発生する）は、結局、現行法上の抗弁制度の理解が決め手とならざるを得まいが、手形法一七条但書のいわゆる悪意の抗弁は、前者の有する抗弁権の援用にかぎるものと解すべきではあるまいか。いわゆる不当利得の抗弁は、不当利得關係の当事者（その権利行使によつて不当利得する者と返還請求権者）間における人的抗弁事由であり、振出人に弁済の利益がある場合には成立し得ないものとおもう。

ただ、本件手形振出の事実關係では、XはSに一部融通の約束の下に割引依頼のためこれを振出して居り、かりに対価が不交付であれば、X・N間にも抗弁事由の存する場合となる。この場合には、N・Y間の原因關係の消滅の事実によりYが悪意の取得者になるものとすれば、手形法一七条但書適用のケースとなり、XはNに対する抗弁事由をもつてYに対抗しうることとなるが、原因關係の消滅がただちに抗弁切斷の利益を排除すべきかどうかは問題であると思われ（小橋・前掲法、むしろX・N間に対価不交付の事実があれば、X・Y間に直接の不当利得の抗弁が認められる場合であると思われる。

（倉沢康一郎）